

宮崎市懲戒処分の基準

平成18年12月 人事課
(平成30年10月1日 一部改正)
(令和7年10月1日 一部改正)

1 懲戒処分の基準策定の目的

公務員たる宮崎市職員は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、このような公務員としての地位の特殊性に基づき、一般の市民以上に厳しく、かつ、高度の行為規範に従うことが求められている。

公務員である市職員が職務の内外において非違行為を行った場合は、その職の信用を傷つけるだけでなく、その職員を一員としている公務全体の信用を損ない、延いては公務全体の不名誉となるものであり、絶対にあってはならないものである。

ここに懲戒処分の基準を策定することにより、市職員一人ひとりの公務員としての自覚を高めるとともに、さらに公正性、妥当性及び透明性を堅持し、市民の市政への信頼に応えるものとする。

2 基本事項

(1) この基準は、地方公務員法における一般職の職員（任期付職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び会計年度任用職員を含む。）を対象とする。

(2) この基準は、「懲戒処分の指針について」（平成12年3月31日 人事院定め）及び過去における本市職員の不祥事等を参考に、標準的な処分量定を示したものである。

なお、具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか
- ⑥ 司法等における違法性の判断はどのようなものであるか

等のほか、適宜、日常の勤務態度や非違行為後の対応等も含めて総合的に考慮の上判断するものとする。

(3) 個別の事案内容によっては、特にその加重・軽減が必要と認められる場合、処分基準に掲げる量定を超えて処分することがある。

ア 例えば、標準例に掲げられる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、次のものがある。

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

イ また、例えば、標準例に掲げられる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、次のものがある。

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 酒気帯び運転をした職員については、運転に至る経緯等や検出されたアルコール濃度及び他の交通法規違反の状況等から、悪質性が相当程度低いと認められるとき
- ③ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

(4) なお、処分基準に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては処分基準に掲げる取扱いを参考としながら判断する。

【１．一般服務】

			処分の量定			
			免職	停職	減給	戒告
欠勤	1	正当な理由なく１０日以内の間勤務を欠いた職員		○	○	○
	2	正当な理由なく１１日以上２０日以内の間勤務を欠いた職員	○	○	○	
	3	正当な理由なく２１日以上の間勤務を欠いた職員	○	○		
遅刻・早退	4	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員				○
休暇の虚偽申請	5	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員			○	○
勤務態度不良	6	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員			○	○
職場内秩序びん乱	7	上司・同僚等に対する暴行により職場の秩序を乱した職員		○	○	
	8	上司・同僚等に対する暴言により職場の秩序を乱した職員			○	○
虚偽報告	9	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員			○	○
違法な職員団体活動	10	地方公務員法第３７条第１項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は公務の運営能率を低下させる怠業的行為をした職員			○	○
	11	地方公務員法第３７条第１項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	○	○		
秘密漏えい	12	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	○	○		
	13	1-12において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員	○			
	14	具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏れいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員		○	○	○
個人の秘密情報の目的外収集	15	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員			○	○
	16	1-15において、知り得た情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用した職員	○	○	○	
政治的目的を有する文書の配布	17	政治的目的を有する文書を配布した職員				○
営利企業従事	18	任命権者の許可なく営利企業等に従事した職員			○	○
公文書の不適正な取扱い	19	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員	○	○		
	20	決裁文書を改ざんした職員	○	○		
	21	公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員（1-19及び1-20を除く）		○	○	○
セクシャル・ハラスメント（※１）	22	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	○	○		
	23	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。）を繰り返した職員		○	○	
	24	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	○	○		

	25	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員			○	○
パワー・ハラスメント（※２）	26	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員		○	○	○
	27	パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返した職員		○	○	
	28	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	○	○	○	
その他のハラスメント	29	妊娠・出産・育児又は介護等に関するハラスメントをはじめ、上記のほか、言葉や態度、身振りや文書等の方法を問わず、いやがらせ、強要等、職員として不適切な言動により、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員		○	○	○
	30	上記の言動等について指導、注意等を受けたにもかかわらず、上記の言動を繰り返した職員		○	○	
	31	上記の言動等により、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	○	○	○	
不適正な業務執行	32	事務処理の適正さを欠き、又は職務命令に従わずに、公務の運営に支障を生じさせた職員		○	○	○

※１ セクシャル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

※２ パワー・ハラスメント

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの

※３ No.22～No.31に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断する。

【２．倫理】

			処分の量定			
			免職	停職	減給	戒告
収賄・入札談合等	1	利害関係者から供応接待又は財産上の利益の供与を受けた職員及び職務に関して賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をした職員	○	○	○	
	2	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の構成を害すべき行為の処罰に関する法律第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をした職員	○	○		
倫理規程違反	3	宮崎市職員倫理規程（平成23年訓令第1号。以下「規程」という。）第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けた職員（規程第7条第2項に係るものを除く。）	○	○	○	○
	4	規程第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けた職員（規程第7条第2項に係るものを除く。）	○	○		
	5	規程第5条第1項第2号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けた職員			○	○
	6	規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けた職員（規定第7条第2項に係るものを除く。）			○	○
	7	規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けた職員（規定第7条第2項に係るものを除く。）		○	○	
	8	規程第5条第1項第4号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けた職員（規定第7条第2項に係るものを除く。）	○	○	○	○
	9	規程第5条第1項第5号の規定に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けた職員		○	○	

10	規程第5条第1項第6号の規定に違反して利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けた職員			○	○
11	規程第5条第1項第6号の規定に違反して遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをした職員			○	○
12	規程第5条第1項第6号の規定に違反して海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外旅行をした職員		○	○	○
13	規程第5条第1項第6号の規定に違反して国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に国内旅行をした職員			○	○
14	規程第5条第1項第7号の規定に違反して利害関係者と共に遊技又はゴルフをした職員（当該利害関係者が費用を負担する場合を除く。）。				○
15	規程第5条第1項第8号の規定に違反して利害関係者と共に旅行をした職員（当該利害関係者が費用を負担する場合を除く。）				○
16	規程第5条第1項第9号の規定に違反して、利害関係者をして、第三者に対し同項第1号から第8号までに掲げる行為をさせた職員	○	○	○	○
17	規程第7条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた職員			○	○
18	規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせた職員	○	○	○	
19	規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせた職員			○	○
20	規程第8条の規定に違反して他の職員の規程第5条又は第7条の規定に違反する行為によって当該他の職員（規程第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受した職員	○	○	○	○
21	規程第9条第1項の規定に違反して職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、他の職員（部下職員を除く。）が職務に係る法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいした職員		○	○	○
22	規程第9条第1項の規定に違反して職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、部下職員が職務に係る法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいした職員	○	○	○	
23	規程第9条第2項の規定に違反して自らが管理監督をする職員が職務に係る法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実を黙認した職員	○	○	○	
24	規程第9条第3項の規定に違反して他の職員が職務上犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる行為を行った疑いがあると思料する事実を上司等に報告しなかった職員				○
25	規程第9条第4項の規定に違反して上司の命令が犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる疑いがあると思料するときに、上司に意見を述べなかった職員				○
26	規程第9条第5項の規定に違反して上司から犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる命令が継続したときに、他の上司等に相談しなかった職員				○
27	規程第10条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えときに、倫理監督職員が定める事項を倫理監督職員に届け出なかった職員				○
28	規程第10条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えときに、倫理監督職員が定める事項について倫理監督職員に虚偽の事項を届け出た職員			○	○

	29	規程第 1 1 条第 1 項の規定に違反して倫理監督職員の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて同項に規定する講演等をした職員			○	○
	30	規程第 1 3 条に違反して贈与等報告書を提出しなかった職員				○
	31	規程第 1 3 条に違反して虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出した職員			○	○

【 3. 公金公物取り扱い】

			処分の量定			
			免職	停職	減給	戒告
横領	1	公金又は公物を横領した職員	○			
窃取	2	公金又は公物を窃取した職員	○			
詐取	3	人を欺いて公金又は公物を交付させた職員	○			
紛失	4	公金又は公物を紛失した職員				○
盗難	5	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員				○
公物損壊	6	故意に職場において公物を損壊した職員			○	○
出火・爆発	7	過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした職員				○
諸給与の違法支払・不適正受給	8	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員			○	○
公金公物処理不適正	9	自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員			○	○
コンピュータの不適正使用	10	職場のコンピュータをその職務に関係しない不適正な目的で使用し、公務運営に支障を生じさせた職員			○	○

【 4. 公務外非行】

			処分の量定			
			免職	停職	減給	戒告
放火	1	放火をした職員	○			
殺人	2	人を殺した職員	○			
傷害	3	人の身体を傷害した職員	○	○	○	
暴行・けんか	4	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき			○	○
器物損壊	5	故意に他人の物を損壊した職員			○	○
横領	6	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した職員	○	○		
	7	遺失物、漂流物等、占有を離れた他人の物を横領した職員			○	○
窃盗・強盗	8	人の財物を窃取した職員	○	○		
	9	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	○			

詐欺・恐喝	10	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	○	○		
賭博	11	賭博をした職員			○	○
	12	常習として賭博をした職員		○		
麻薬等の所持	13	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員	○			
酩酊による粗野な言動等	14	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑を掛けるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員			○	○
淫行	15	18歳未満の者に対して淫行をした職員	○	○		
わいせつ行為等	16	暴力又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員	○			
	17	痴漢行為、のぞき行為及び盗撮行為等のわいせつな行為をした職員	○	○	○	
	18	ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第4項に規定するストーカー行為をした職員	○	○	○	

【5. 飲酒運転（6に該当する場合を除く）】

			処分の量定			
			免職	停職	減給	戒告
交通法規違反	1	酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をした職員	○			
飲酒運転同乗・容認・ほう助	2	運転者が飲酒状態にあることを認知しながら同乗した職員又は運転者が飲酒状態にあることを認知しつつ、当該運転者に運転を勧め、若しくは当該運転者が運転することをほう助した職員	○	○		

【6. 自転車その他の軽車両による飲酒運転】

			処分の量定			
			免職	停職	減給	戒告
交通法規違反	1	飲酒運転をした職員	○	○		
飲酒運転容認・ほう助	2	運転者が飲酒状態にあることを認知しつつ、当該運転者に運転を勧め、又は当該運転者が運転することをほう助した職員	○	○		

【7. その他の交通法規違反等】

			処分の量定			
			免職	停職	減給	戒告
交通法規違反	1	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員		○	○	○
交通法規違反による事故	2	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	○	○		
	3	7-2において措置義務違反をした職員	○			
	4	7-3において同乗していた職員		○		
	5	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反により人に傷害を負わせた職員		○	○	

	6	7-5において措置義務違反をした職員	○	○		
	7	7-6において同乗していた職員		○	○	
	8	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反により物の損壊に係る交通事故を起こした職員		○	○	○
	9	7-8において措置義務違反をした職員		○	○	
	10	7-9において同乗していた職員			○	○
その他の交通事故	11	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	○	○	○	
	12	7-11において措置義務違反をした職員	○	○		
	13	7-12において同乗していた職員		○	○	
	14	人に傷害を負わせた職員		○	○	○
	15	7-14において措置義務違反をした職員	○	○		
	16	7-15において同乗していた職員		○	○	
	17	物の損壊に係る交通事故を起こし、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員		○	○	
	18	7-17において同乗していた職員			○	○
公用車での交通事故	19	公用車を運転中に、著しい過失により物の損壊に係る交通事故を起こした職員			○	○

【8. 監督責任】

		処分の量定			
		免職	停職	減給	戒告
指導監督不適正	1	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員			
非行の隠ぺい、黙認	2	部下職員の非行行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員			